

総務常任委員会

平成29年3月16日(木)

総務常任委員会

定例会名 平成29年第1回定例会
招集日時 平成29年3月16日(木) 午前10時00分
招集場所 第3会議室

出席委員 8名
委員長 秋山 泉
副委員長 長田 麻美
委員 鈴木 かずみ
" 柳井 哲也
" 須藤 京子
" 山越 守
" 守屋 常雄
" 伊藤 裕一

欠席委員 なし

出席説明員
副市長 滝本 昌司
市長公室長 吉川 修貴
経営企画部長 飯泉 栄次
総務部長 中澤 勇仁
市民部長 坂野 一夫
議会事務局長 滝本 仁
会計管理者 山越 恵美子
秘書課長 野口 克己
経営企画部次長 吉田 将巳
政策企画課長 柳田 敏昭
財政課長 山崎 裕
総務部次長 小林 和夫
総務課長 吉田 充生
人事課長 二野屏 公司
管財課長 橋本 裕樹
契約検査課長 神宮寺 昌志
税務課長 木村 光裕

収 納 課 長	山 岡 三 千 男
市 民 部 次 長	高 谷 寿
市 民 活 動 課 長	糸 賀 珠 絵
総 合 窓 口 課 長	大 里 真 紀
情 報 政 策 課 長	中 島 政 順
交 通 防 災 課 長	植 田 裕
交 通 防 災 課 危 機 管 理 監	猿 渡 勇 彦
監 査 委 員 事 務 局 長	土 井 清
庶 務 議 事 課 長	野 島 貴 夫

議 会 事 務 局 出 席 者

書	記	中 澤 久
書	記	飯 村 彰

平成29年第1回牛久市議会定例会常任委員会議案付託表

○ 総務常任委員会

- | | | |
|-------|-----|---|
| 議案第 | 1号 | 専決処分の承認を求めることについて |
| 議案第 | 2号 | 牛久市一般職非常勤職員等の任用、勤務条件等に関する条例の一部を改正する条例について |
| 議案第 | 3号 | 牛久市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について |
| 議案第 | 4号 | 牛久市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について |
| 議案第 | 5号 | 牛久市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について |
| 議案第 | 6号 | 牛久市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について |
| 議案第 | 7号 | 牛久市税条例等の一部を改正する条例について |
| 議案第 | 12号 | 平成28年度牛久市一般会計補正予算（第7号）
別記記載の当該委員会の所管事項についてのみ |
| 意見書案第 | 4号 | 「テロ等組織犯罪準備罪（共謀罪）」創設に反対する意見書の提出について |

午前10時00分開会

○秋山委員長 おはようございます。開会前に申し上げます。

教育委員会説明員の訂正のため、付託表の差しかえの申し出がありましたので、これを許可し、各委員の机上に配付いたしました。

ただいまより総務常任委員会を開会いたします。

本日説明員として出席した者は、副市長、市長公室長、経営企画部長、総務部長、市民部長、議会事務局長、会計管理者、秘書課長、経営企画部次長、政策企画課長、財政課長、総務部次長、総務課長、人事課長、管財課長、契約検査課長、税務課長、収納課長、市民部次長、市民活動課長、総合窓口課長、情報政策課長、交通防災課長、交通防災課危機管理監、監査委員事務局長、庶務議事課長であります。

書記として中澤君、飯村君が出席をしております。

本委員会に付託されました案件は、

- 議案第 1号 専決処分の承認を求めることについて
- 議案第 2号 牛久市一般職非常勤職員等の任用、勤務条件等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 3号 牛久市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 4号 牛久市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 5号 牛久市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 6号 牛久市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 7号 牛久市税条例等の一部を改正する条例について
- 議案第 12号 平成28年度牛久市一般会計補正予算（第7号）
別記記載の当該委員会の所管事項についてのみ
- 意見書案第4号 「テロ等組織犯罪準備罪（共謀罪）」創設に反対する意見書の提出について
以上9件であります。

なお、会議録を作成しますので、マイクを使用して発言していただきますようお願いいたします。また、執行部におかれましては、所属を述べた後に議案説明、答弁等をお願いいたします。

これより議事に入ります。

まず、議案第1号、専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

議案第1号について、提案者の説明を求めます。財政課長。

○山崎財政課長 財政課、山崎です。よろしくお願いたします。

議案第1号について御説明申し上げます。

まず資料の平成28年度牛久市一般会計補正予算（第6号）、こちらをごらんになってください。

今回の補正は2月18日に執行いたしました稀勢の里関祝賀イベントの開催に伴います稀勢の里郷土後援会に対します補助金1,330万円の計上であります。財源といたしましては、全額

財政調整基金を充当いたしました。以上でございます。

○秋山委員長 これより議案第1号に対する質疑及び意見を行います。質疑及び意見のある方は御発言願います。鈴木委員。

○鈴木委員 この件に関しては、議場でも質問等行われているんですけども、この常任委員会の中で改めて伺いたいと思いますが、今回の祝賀イベントに関しての出資となるわけですが、後援会のほうの財政の負担の状況と、それから市の負担の状況のすみ分けといいますか、どのような場合にどういように使われていくのかということに関して御説明願いたいと思います。

○秋山委員長 市民活動課長。

○糸賀市民活動課長 市民活動課糸賀でございます。よろしく申し上げます。

御質問のありました件でございますが、まず1,330万円の市の補助金に係る部分につきましては、祝賀パレードに係る経費、それから祝賀会に係る経費、それからイベント全体に係る保険料、それから祝賀会の音響設備、FM司会等に充当されております。

済みません、それから後援会の負担部分でございますが、パレードの際に皆さんに振っていた手旗、消耗品になりますが、そちらですとか、それから飲食代、それから参加者記念品、花束代、それから事務経費などを後援会のほうで出資させていただいております。以上です。

○秋山委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 今後について、優勝した場合など、いろいろこうまた出てくるかと思うんですが、その点についてはどんなふうにご考えておられるでしょうか。

○秋山委員長 市民活動課長。

○糸賀市民活動課長 今後の優勝時等のイベントにつきましては、後援会の中で協議し決定していくものと思われま。以上です。

○秋山委員長 ほかにございせんか。須藤委員。

○須藤委員 それでは、伺っていきたくと、何点か伺いたくと思います。

パレードのほうでは、警察の方の御協力、それからあといわゆる警備員の方ですか、そういうようなもの、それからあと祝賀会のさまざま、これは主体として今言ったように後援会の主体のもとというような取り組み、決め方だったのかということ。

それからあと、人件、市の職員がかなり大勢御協力いただいたということで、この人件費相当というのは、牛久市としての負担という形になるのか、後援会への負担という形になっていく、後援会の負担になるとは思わないんですけども、その人件費の負担の分ですね、市の職員に関してです。それを伺いたくと思います。

それからあと、市民栄誉賞で受けられたということで報償金があると思うんですけども、それはこの中というようなことなのか、これは別途市民栄誉賞のほうですから、こちらからの支出というような区分けにはなっていないのか、以上伺います。

○秋山委員長 答弁を求めます。市民活動課長。

○糸賀市民活動課長 済みません、パレード時の600名の内訳につきましては、市職員が220名。市の職員220名の方に御協力いただきまして、そのほかは後援会のほうでお願いしまし

たイベント会社を通しまして警備の方とかをお願いしまして全部で600名の方に従事していただいております。

○秋山委員長 市民活動課長。

○糸賀市民活動課長 済みません、追加で、主体はあくまでも後援会です。後援会のほうで市に協力をお願いしたという形になります。よろしく申し上げます。

○秋山委員長 あと2点ばかりありましたが。人事課長。

○二野屏人事課長 市の職員の人件費の負担なんですけれども、後援会と市の共催という事業です。市の職員の人件費については市での負担となっております。

○秋山委員長 財政課長。

○山崎財政課長 市民栄誉賞は、議員おっしゃったとおり牛久市で実施すべきものですので、そちらの報償費、報償金、選定委員会、こちらの部分は専決で間に合わなかったんで、予備費で執行しております。

また、先ほどの時間外につきましても、約100万円だと記憶しておりますけれども、こちらについても市の持ち分ということで予備費から執行いたしました。以上でございます。

○秋山委員長 須藤委員。

○須藤委員 人件費の市の職員の休日のこれは時間的な取り扱いというような形になるのか、振りかえで別な日にその時間相当分を休暇をとるとというような形でも行っているのか、その点について伺います。

○秋山委員長 人事課長。

○二野屏人事課長 当日の振りかえ休暇、時間外休暇の対応につきましては、職員の役割ごとに勤務時間が異なっておりますが、半日または1日を超えた部分については、その以内の部分については振りかえ休暇、それを超えた、端数があった場合には時間外勤務手当で対応しております。

○秋山委員長 よろしいでしょうか。

以上で議案第1号についての質疑及び意見を終結いたします。

次に、議案第2号牛久市一般職非常勤職員等の任用、勤務条件等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。議案第2号について、提案者の説明を求めます。人事課長。

○二野屏人事課長 改めまして、人事課の二野屏です。よろしくお願いいたします。

牛久市一般職非常勤職員等の任用、勤務条件等に関する条例の一部を改正する条例について、御説明させていただきます。

こちら、本条例改正は、育児休業、介護休業等、育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、介護休暇の分割、介護時間の新設について改正するものであります。

改正内容としましては、介護休暇を現状は93日を限度として連続の取得のみとなっておりますが、こちらを3回まで分割して取得できるように改正するものです。

2点目としましては、介護時間の新設となります。こちらは1日2時間まで介護時間としての休暇を承認できる制度となっており、こちらの勤務しなかった時間については無給となっております。以上です。

○秋山委員長 これより議案第2号に対する質疑及び意見を行います。質疑及び意見のある方は御発言願います。鈴木委員。

○鈴木委員 非常勤の場合のこちらは条例だと思うんですが、今まで育児休業ですか、育児休業に関しては対応していたけれども、今の今後のこともありますから、やっぱり介護に関しての条例の制定ということで改正されていると思われまじけれども、介護休暇ですね、この条例がない場合でも今までの中で利用実績があったのかどうかということを一、伺いたいと思います。

それから、介護時間ですね、一日二時間ということで設定されているわけですが、どのぐらいの期間が保障されるのか、何年も保障されるのか、また制限があるのかどうか。そして介護といいますと、育児休業ですとね、子供の成長とともにそれはいろいろ解消されていく部分があるんですが、先が見えない介護の場合に、その後、昇給とか退職金等への影響とかそういうことが出てくるのかどうか、その点について。非常勤の場合、それから産後については常勤の職員ということがあるんですが、ちょっと含めた形でお伺いしたいと思います。

○秋山委員長 人事課長。

○二野屏人事課長 鈴木委員の御質問にお答えします。

まず、一点目の介護休暇取得の実績なんですけれども、これまでに3回の休暇取得の実績がございます。直近では平成24年と平成27年に、これは同じ職員なんですけれども、対象者が父と母ということで2回、それ以前には妻の介護ということで1名っております。2名で3回の介護休暇の取得実績となっております。

2点目の介護時間の期間については、一般職員については、3年、最長3年というふうになっております。

3点目の昇給、退職金につきましては、昇給については人事評価をもとに行いますので、制度休暇については考慮しないと考えております。退職金につきましては、今回制度改正があつて退職金の支給要項についてまだ茨城県市町村事務組合のほうから改正の内容が来ておりませんので、ちょっとお答えできません。申しわけありません。以上です。

○秋山委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 この介護休暇と介護時間というのが両方とれるのかどうかということについても伺いたいと思います。この間、無給ということなんですけれども、その後昇給には影響なしということで確認してよろしいのか、再度伺いたいと思います。

○秋山委員長 人事課長。

○二野屏人事課長 一般職非常勤の勤務はあくまで制度の休暇ですので、昇給、一般職非常勤キャリアアップには影響しないと。

あと、介護時間と介護休暇につきましては、申しわけありません。介護休暇と介護時間については、どちらも非常勤については任期が1年と定められております。同日にはとることは無理なんですけれども、別々に取得できると考えております。

○秋山委員長 ほかにございませんか。須藤委員。

○須藤委員 それでは、伺いたいと思います。

過去に3人、お二人で3回ほど取得があったということで、これは連続という、連続してとらなきゃいけないという中での取得だったというふうに思いますが、この3回までに分割してとれるという状況で、この一般職非常勤の人の介護休暇の取得の利便性というのは向上したと思うんですけども、こうしたことによって利用の拡大というのが図られていくという、取得しやすいような体制になっているというふうに、人事のほうでは皆さんに推奨しているという実態はあるのかどうかということと、こうした特に93日連続してとるということになる、ほかの方への負担ということもあろうと思うんですけども、こうした場合の人的な、その人のいらっしやらないことによる人的負担が周りにかかるということではなかなか取得しにくいというような状況があるかと思いますが、その辺については考慮されている部分があるのか、以上伺いたいと思います。

○秋山委員長 人事課長。

○二野屏人事課長 須藤委員の御質問にお答えします。

介護休暇取得している際の代替職員の採用につきましては、期間が最長でも3カ月ということで、その必要に応じて募集する、しない。あとはその3カ月という短期間でどれだけの方が応募してくださる方がいらっしやるのか。最終的にはその3カ月の非常勤職員の代替職員の必要性で判断してまいりたいと思います。以上です。

○須藤委員 もう一つ。他の職員への負担を。その前ですね、じゃあ。

○二野屏人事課長 済みません、こちらの非常勤職員への周知につきましては、牛久市職員のための子育て応援ハンドブックというものがございまして、そちらの中に非常勤職員の休暇制度の一覧というものを設けております。こちらについては介護休暇等、子供の休暇とはまた別なんですけれども、そちらには非常勤職員が取得できる休暇、全て載せておりますので、そちらに追加した形で周知を行ってまいりたいと考えております。

○秋山委員長 須藤委員。

○須藤委員 最初に周知が最初に来るわけですけども、やはり職場環境としてとりやすい、育児休暇というのは割合とりやすい雰囲気あると思うんですけども、なかなか介護休暇というのは、先ほども鈴木委員がおっしゃっておられたように先が見えないものですから、暗に退職というか、そういうのを勧告するような雰囲気が職場内に起きては、せっかくの制度というのが絵に描いた餅になってしまいますので、その点の管理職含めたこういう制度休暇ですので、こうした御理解というか、職場の環境、雰囲気をよくするというか、そういう管理職への理解力を促すような、そうしたことへの取り組みというのはどういうふうになっているのか、伺います。

○秋山委員長 人事課長。

○二野屏人事課長 介護休暇を取得しやすい環境づくりにつきましては、管理職研修や庁内メールなどで周知を図ってとりやすい環境づくりに努めていきたいと考えております。

○秋山委員長 ほかにございませんでしょうか。

○秋山委員長 以上で議案第2号についての質疑及び意見を終結いたします。

次に、議案第3号牛久市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

を議題といたします。議案第3号について、提案者の説明を求めます。人事課長。

○二野屏人事課長 牛久市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について御説明させていただきます。

こちらは、地方公務員の育児休業に関する法律等の改正に伴い、介護休暇の分割、介護時間の新設及び育児休業等に係る子の範囲の拡大について改正するものであります。

改正内容につきましては、1点目としまして介護休暇を現状で1年間において6月を限度として連続の取得としているものを3回まで分割して取得できるように改正するものです。

2点目としまして、介護時間の新設、こちらは1日2時間まで承認できる制度で、常勤職員については最長3年、勤務しなかった時間は無給となります。

3点目としまして、育児休業等に係る子の範囲の拡大として、民法に基づく特別養子縁組を成立させるために必要な監護期間中の子、里親である職員に委託されておりかつ養子縁組で養親となることを希望している子と法律上の親子関係に準じる関係にある子なども該当し、育児休業で取得できるよう改正するものです。以上です。

○秋山委員長 これより議案第3号に対する質疑及び意見を行います。質疑及び意見のある方は御発言願います。鈴木委員。

○鈴木委員 1点お伺いします。

非常勤と同様、正職員の場合の利用実績について伺います。

○秋山委員長 人事課長。

○二野屏人事課長 鈴木委員の御質問にお答えします。ちょっと説明が足りなくて申しわけありませんでした。

非常勤職員につきましては介護時間の利用実績はございません。介護休暇合わせて。先ほどお答えした2名で3回というのが常勤職員の利用の実績となっております。以上です。

○秋山委員長 ほかにございませんでしょうか。

○秋山委員長 以上で議案第3号についての質疑及び意見を終結いたします。

次に、議案第4号牛久市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。議案第4号について、提案者の説明を求めます。人事課長。

○二野屏人事課長 牛久市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、御説明させていただきます。

こちらは、改正の概要としましては、地方公務員の育児休業等に関する法律等の改正により、介護休暇の分割、介護時間の新設、育児休業等に係る子の範囲の拡大について改正するものであります。

主な改正内容については、先ほど介護時間の新設、育児休業に係る子の範囲の拡大と同様となっております。以上です。

○秋山委員長 これより議案第4号に対する質疑及び意見を行います。質疑及び意見のある方は御発言願います。よろしいでしょうか。

以上で議案第4号についての質疑及び意見を終結いたします。

○秋山委員長 次に、議案第5号牛久市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。議案第5号について、提案者の説明を求めます。人事課長。

○二野屏人事課長 牛久市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、御説明させていただきます。

こちらは、農業委員会等に関する法律に基づき、新制度の農業委員会への移行に向け、会長、会長職務代理、委員の報酬について、報酬の水準を引き上げ、積極的な活動の推進を図るものです。また、新たに農地利用最適化推進委員を設置し、農地等の利用の最適化の推進のための活動を担う推進員の報酬額を定めるものとなっております。

また、介護保険法に基づく認知症総合支援事業において、認知症の人やその家族に早期にかかわる認知症初期集中支援チームを設置するに当たり、支援チームの活動を支援する認知症初期集中支援チーム検討委員会委員の報酬を定めるものとなっております。

改正としまして、会長の報酬、月額報酬で7万円だったものを月額報酬6万4,000円に6,000円以上、4万6,445円以下で市長が定める額を加算した額。会長職務代理につきましては、月額報酬6万3,000円のを月額報酬5万7,000円に6,000円以上、4万6,445円以下で市長が定める額を加算した額、委員につきましては、月額報酬現行5万8,000円のを月額報酬5万2,000円に6,000円以上、4万6,445円以下で市長が定める額を加算した額。農地利用最適化推進委員につきましては、月額報酬4万2,000円に6,000円以上、4万6,445円以下で市長が定める額を加算した額。新規の認知症初期集中支援チーム検討委員会委員につきましては、1日の報酬額を5,000円として新たに定めるものとなっております。以上です。

○秋山委員長 これより議案第5号に対する質疑及び意見を行います。質疑及び意見のある方は御発言願います。須藤委員。

○須藤委員 済みません。農業委員のほうのことなんですけれども、この6,000円以上4万6,445円以下で市長が定めると。これがどういう形で決定されていくのか。今7万円が、当初はどこから出発するのかということと、それ以上報酬額が上がっていくということに対してどういう形で具体的には実行されていくのかという点について、お尋ねをいたします。

それから、認知症の初期集中支援チームのほうですけれども、当初どういう形で人数的には、中身についてはそちらでは難しいと思うので、人数、そして大体どういう方々がここのチームに入ってくるのか、その点をお尋ねをいたします。

○秋山委員長 人事課長。

○二野屏人事課長 須藤委員の御質問にお答えします。

こちらの6,000円以上の金額が変動する報酬につきましては、農地利用最適化交付金というのがございまして、こちらが活動実績払いが6,000円。成果実績払いというのが1万4,000円ということで上限が定められ、農地の集積状況や遊休農地の状況に応じて補助金が支給されます。そちらの額を充てて委員の皆様はその実績に応じて支払いをするということで金額が

変動するような設定となっております。

次に、認知症初期集中支援チーム検討委員会委員につきましては、役割としましては、認知症初期集中支援事業に関する協議や支援チームへの助言などを行い、認知症の方に対する集中支援ですね、初期の集中支援を円滑かつ効果的に実施できるようにするものとなりまして、委員のメンバー構成、人数につきましては、12名から15名を想定していると聞いております。委員の構成につきましては、医師会や歯科医師会、認知症医療疾患センター、作業療法士、訪問看護協会、認知症の人と家族の会、竜ヶ崎保健所、地域密着型サービス事業者、ケアマネージャー連絡協議会、民生委員、薬剤師会、社会福祉協議会や市の職員を想定しておりまして、その中から適任であるものを12名から15名で選任する予定と伺っております。以上です。

○秋山委員長 須藤委員。

○須藤委員 そうしますと、農業委員会のほうの委員の報酬ですけれども、そうしますとこれ、農地集積に連動してという形で報告をされていくということになると、これ毎年変動するような形になってくるのかということが伺いたいと思います。

それと、今条例としては、こういう6万4,000円にそれから加算した額というのが上程されているので、それぞれの月額報酬が変わってくる、具体的に変わってくるということについては条例の変動必要ないので、どういう形で市民に伝わってくるのかと、その点をお尋ねをいたします。以上です。

○秋山委員長 人事課長。

○二野屏人事課長 この変動する報酬の額につきましては、成果実績払いということで、農地の集積をその委員がどのぐらいやったかということと、遊休農地をどのぐらい減らしたかということで、実績払いということになりまして、計算方法についてはまだ牛久市でことしの7月20日から移行するということですので、実績はございませんので、具体的な計算方法についてはちょっといまだにわからないということではあるんですけども、活動して成果を上げた方にはより報酬額が出るという考え方だと聞いております。

もう1点、市民への周知につきましては、所管課のほうと調整しまして必要に応じて行ってまいりたいと考えております。以上です。

○秋山委員長 須藤委員。

○須藤委員 そうしますと、少しちょっとのみ込めないところがあるんですが、会長職、それから会長職務代理者、委員、それぞれの役職によってそうした額が決まってくるのかなと思う。各委員で違いが出てくるのか、ちょっと今の御答弁ではその辺が判然としなかったのでお願いをいたします。

○秋山委員長 人事課長。

○二野屏人事課長 こちらの運用につきましては、担当課のほうで行うこととなっておりますので、申しわけございませんが私そこまで存じ上げていないので、申しわけありません。

○秋山委員長 ほかにございませんか。

○秋山委員長 以上で議案第5号についての質疑及び意見を終結いたします。

次に、議案第6号牛久市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。議案第6号について、提案者の説明を求めます。人事課長。

○二野屏人事課長 牛久市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について御説明させていただきます。

当条例改正は、人事院勧告に基づき、平成29年度から30年度にかけて扶養手当月額を配偶者の手当は1万3,000円から6,500円に、子の手当は6,500円から1万円に、それぞれ段階的に減額、増額を行うものとなります。以上です。

○秋山委員長 これより議案第6号に対する質疑及び意見を行います。質疑及び意見のある方は御発言願います。須藤委員。

○須藤委員 本会議のときにもちょっと出ていたというふうには思いますけれども、この条例改正によって影響を受ける方、配偶者、それから子供に関して、それから配偶者がいない場合の父母等ですね、これに関連して影響を受ける方の人数そして金額等についてお尋ねをいたします。

○秋山委員長 人事課長。

○二野屏人事課長 ことしの1月の実績でいいますと、配偶者手当が97名、子供の扶養手当が226名、その他の扶養手当が38名で、合計で対象者が361名となっております。平成27、28年度は、本年1月の扶養手当でベースで見ますと、29年度の金額で試算した場合には、1月で7,000円の増額、平成30年につきましては、全体で4万1,000円の増額となります。年額でいいますと、本年度の1月の扶養手当の支給額が4,322万4,000円。この人数が29年度の支給額となった場合には、4,330万8,000円、年間で8万4,000円の増。平成30年度につきましては、4,371万6,000円となり、全体で49万2,000円の扶養手当の支払額の増と見込んでおります。以上です。

○秋山委員長 ほかにございませんでしょうか。

○秋山委員長 以上で議案第6号についての質疑及び意見を終結いたします。

次に、議案第7号牛久市税条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。議案第7号について、提案者の説明を求めます。税務課長。

○木村税務課長 税務課の木村です。よろしく申し上げます。

税務課からは、牛久市市税条例等の一部を改正する条例について、3点ほど説明いたします。

まず、第1点、個人の市民税における住宅ローン控除の延長についてとなります。こちらにつきましては、所得税における住宅ローン控除の期間が2年半延長されたことに伴い住民税においても同様に平成31年6月30日までから平成33年12月31日までに延長するものとなります。この制度につきましては、平成22年度課税より所得税で引き切れなかった部分について、住民税から控除する制度となります。現在の控除の上限額は13万6,500円となっております。

特にこの控除を受ける対象となるのが30代の若い世代によく控除されるケースがあります。課税標準額でいきますと100万円から200万円、200万円から300万円のケースが多いということとなります。1つサンプルで御説明しますと、34歳の方なんです、年収約600

万円、所得に直すと約400万円、控除が170万円、ということで計算しますと所得税のほう
が妻と子2人というケースになりますが、約15万円ほど出ます。そのときに住宅ローンの残高
のほうで1%になりますので、もし2,000万円の場合20万円、本来であれば控除される計
算になります。所得税のほうで15万円のほうを控除しまして、引き切れなかった5万円を住民
税のほうで引くと、そういったケースとなります。また、これにつきましては、引き切れなかつ
た部分については後に国税のほうで補填されるということになっております。

あと、28年度分につきましては控除された金額の合計になりますが、約5,700万円、対
象人数が約1,600人となっております。

続いて第2点目、法人の市民税、法人税割の税率の改正についてになります。こちらにつつま
しては、平成31年10月1日の施行となります。法人税割につきましては、現在9.7%から
6%へ引き下げをします。3.7%の引き下げとなります。

参考までに、今現在の法人税割の額につきましては、4億4,000万円、均等割のほうで2
億円ということで、合計しまして6億4,000万円というような歳入の金額と、上程額となつ
ております。また、こちらにつきましては、既に平成26年より一旦税率のほうで2.6%落ち
ておりますので、当初は12.3%でした。そこで2.6%落ちて、さらに平成31年10月1
日に6%に落ちるということで、最終的には法人市民税のほうで6%になり国のほうに移行する
地方交付税のほうで6.3%ということになりますので、実際お支払いする企業のほうからいわ
せれば総額は変わりはないということになります。

続いて、第3点目になります。軽自動車税の環境性能割の創設になります。こちらは平成31
年10月1日施行となります。今現在あります自動車取得税、こちらは県税となります。これが
廃止されることにより環境性能割ということで、これは市税に移行します。そういった形で税の
ほうの名称が変わるということで、内容につきましては、あめとむちの政策というような形で、
環境に悪いものについては重い税を、環境にいいものについては軽くするというような形で環境
への配慮を税制の面から促進するというふうにご考えられております。

今現在の登録車数ですね、軽自動車の。こちらが2万3,102台で、金額のほうで歳入調停
のほうで1億4,800万円というふうになっております。また、この制度が移行されること
により税の増減がどうなのかということになりますと、多分減ると思います。ただその減る割合に
つきましては、これは何とも、今のところは推測できないということになります。以上です。

○秋山委員長 これより議案第7号に対する質疑及び意見を行います。質疑及び意見のある方は
御発言願います。須藤委員。

○須藤委員 雑駁なというか、そういう質問になってしまうと思うんですけども、市民税関係
では、個人市民税で牛久市のほうの税収減になるという部分と、それからあと法人市民税のほう
でも直接牛久市で入ってくる法人市民税というのは減になると思うんですね。それが国税の、い
わゆる地方交付税の原資になるといっても、最終的に交付税の大きな枠組みの中では出口ベース
でいうとそれが本当の意味で反映されているのかどうなのかというのは、なかなかそれに見合う
だけの額が出口ベースで確約できるのかということ、ちょっとそれはどうなんだろうというふう

思うんですけれども、その辺は牛久市としてはどんなふうに見込んでいるのかということについて伺います。

軽自動車税のほうについても、税制が改正されたということで、牛久市では減収というようなことで見込んでいるということなので、その辺をちょっともう少し詳しく伺いたと思います。

○秋山委員長 税務課長。

○木村税務課長 再質問にお答えいたします。

まず、法人市民税のほうなんですけど、こちらは確かに税率が下がることにより牛久市への歳入は減となりますが、後に国のほうから地方交付税ということで75%補填されるというふうに確認はしております。

また、軽自動車のほうなんですけど、こちらにつきましてはじゃあどのぐらい減になるのかということにつきましては、かなり企業のほうも非課税となるハイブリッド車のほうに力を入れておりますので、購入される方もそちらのほうをどんどん購入されるということは何とも言えないんですが、あと一部雑誌等におきましてはこちらの制度が施行されることにより、国全体としましては軽自動車税、地方というか県ですかね、約200億円ぐらい減額になるのではないかという情報は流れてきております。それが実際牛久市においてどれだけの影響があるかというのは今のところちょっとつかめないというところですね。以上です。

○秋山委員長 財政課長。

○山崎財政課長 税務課長のほうからも一部答弁ありましたけれども、交付税について御説明いたします。

やはり基準財政収入額の中で、市税、譲与税等につきましては、75%が歳入されておりますので、制度等また経済等によって減収した分は理論的には7割5分は入ってくるという形になります。ただし、委員がおっしゃったように、これは国の税収、国税、交付税のある一定規模を基本に交付しますので、これこそ国税ベースで下がっていけば地方交付税は落ちてくると。これも理論的には財源対策債だと思いましたが、そちらで市町村が肩代わりして借金するような形になっていますけれども、こればかりは1団体が見込みを立てるのは非常に難しいです。ちなみに来年度の予算編成では、本年度ベース、これは地財計画プラス1%を考慮して、地財計画ではプラス1%、交付税ではまたちょっと違いますけれどもそれを総合的に判断して予算編成、29年度は組みました。以上でございます。

○秋山委員長 ほかにございませんでしょうか。鈴木委員。

○鈴木委員 1点だけ確認したいんですが、法人市民税で、法人のほうは変わりなく負担をするということなんですけれども、今75%が補填されるということだったわけですが、結局のところ25%というのは国のほうの国税のほうに入ることなんですか。

○秋山委員長 財政課長。

○山崎財政課長 2割5分につきましては、国の歳入となります。

○秋山委員長 以上でよろしいでしょうか。

以上で議案第7号についての質疑及び意見を終結いたします。

ここで、暫時休憩をいたします。開始は11時ちょうど、よろしくお願いします。

午前10時53分休憩

午前11時00分開議

○秋山委員長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、議案第12号平成28年度牛久市一般会計補正予算（第7号）別記記載の当該委員会の所管事項についてのみを議題といたします。議案第12号について、提案者の説明を求めます。秘書課長。

○野口秘書課長 秘書課の野口であります。

議案第12号平成28年度牛久市一般会計補正予算（第7号）秘書課の管轄事項について御説明申し上げます。議案書の17ページ、ごらんください。

17ページ、説明の欄中段、0106戦略的広報紙を発行する。これがマイナスの374万1,000円。その下、0108牛久市のシティプロモーションを行う。これがマイナスの166万4,000円。いずれも事業後の残額の減ということになっております。以上です。

○秋山委員長 政策企画課長。

○柳田政策企画課長 政策企画課の柳田です。よろしくお願いいたします

政策企画課所管の部分につきまして説明をさせていただきます。

まず1件目が、議案書11ページをごらんいただきたいと思います。

歳入の款14国庫支出金項2国庫補助金1総務費国庫補助金節1総務管理費補助金の社会保障番号システム整備費補助金、こちら厚生労働省分、それから総務省システム分の2つ、そして個人番号カード交付事業費補助金です。それぞれ内示がありまして、補助額が確定したためそれぞれの額に補正するものです。充当先は情報政策課、総合窓口課の事業となります。

次に、議案書17ページをごらんいただきたいと思います。歳出のほうです。

こちら、款2総務費項1総務管理費目1一般管理費節1報酬0112行政改革推進委員会を運営する事業です。こちらは不用額40万円の減です。

続きまして、同じページの目4財政管理費0102経営計画（予算実施計画）を策定する事業です。こちらは業務委託料の契約差金464万円を減額するものです。

次に、19ページになります。

こちら目10自治振興費0104のコミュニティバスの運行を管理する事業です。

11需用費につきましては、不用額30万円の減、そして22補償金、こちらはかっぱ号運行経費について年度ごとに支払う補償金ですが、今年度は人件費の増加が著しく、また国の運行経費補助金、こちらの上限が引き下げられたこともありまして415万円の増額補正をするものです。以上です。

○山崎財政課長 同じページ。

○秋山委員長 所属課お願いします。財政課長。

○山崎財政課長 お開きのページになります。下から3番目、16財政調整基金費、こちら財政

調整基金6,729万1,000円積み立てるものです。この内訳としましては、財産売却分1,729万1,000円、こちらは大規模投資事業に対します積み立てです。

もう一つが余剰金が出ましたので、それを5,000万円、これは空き家対策分ということで今回積み立ていたします。

その下にあります目18ふるさと基金費、こちらはふるさと寄付でいただいた寄付分を今回ふるさと基金のほうに積みます。今回同額の400万円を取り崩しまして、寄付者の意向にそぐうような事業に再充当いたします。以上でございます。

○秋山委員長 総務課長。

○吉田総務課長 総務課吉田です。よろしくお願いいたします。

総務課所管につきまして、議案書12ページ、13ページをごらんください。一番上の歳入となります。

款14国庫支出金3委託金1総務費委託金の参議院選挙事務委託金でございますが、平成28年7月に執行されました参院選の執行額の確定に伴う減額補正でございます。

続いて、同じページの下から3番目、款15県支出金3委託金総務費委託金の経済センサス活動調査委託金でございますが、平成28年6月1日を基準日として行われた経済センサス活動調査の執行額の確定に伴う減額補正でございます。

同じ歳入の減額に伴いまして、歳出のほうも減額になりまして、議案書20ページ、21ページになりますが、款2総務費4選挙費参議院議員選挙0101参議院議員選挙を執行する、こちらについても先ほどの執行額の確定に伴う減額補正、その下の統計調査総務費になりますが、0103統計調査の情報公開や調査補助をする、とその下、0104経済センサス活動調査を実施する、こちらについても執行額の確定、執行見込み額の確定に伴う減額補正です。以上です。

○秋山委員長 人事課長。

○二野屏人事課長 私からは人事課所管の補正予算の内容を説明させていただきます。

補正予算書14、15ページの歳入款20諸収入項5雑入目4雑入の欄の15ページの下から3番目に計上しております人事交流職員負担金についてですが、こちらにつきましては今年度より茨城県自治研修所に派遣している職員の県からの負担金としまして500万円を増額計上しております。以上です。

○秋山委員長 管財課長。

○橋本管財課長 管財課橋本です。よろしくお願いいたします。

管財課所管の補正予算を御説明いたします。

まず、歳入でございますが、12ページ、13ページをお願いいたします。

下から2段目にあります財産収入の土地建物売り払い収入につきまして、1,729万1,000円のうち普通財産を2筆売却したことによりまして1,245万4,320円、こちらが管財課所管となります。

続きまして、歳出でございますが、16ページ、17ページをお願いいたします。

総務費の中の、失礼しました、文書費の中の0106文書関連機器を管理する、それと下のほ

うにあります財産管理費の中の0102公用車を管理する、0103庁舎を維持管理する、0104市長車、議長車、バスを運行する、0108リフレを維持管理するの11番の11の需用費、こちらにつきましては、決算見込みによる不用額の減額補正となります。0108のリフレを維持管理するの中の13委託料基本設計につきましては、基本設計を省略しまして実施設計を行うこととなりますので、この基本設計を減額するものでございます。以上です。

○秋山委員長 契約検査課長。

○神宮寺契約検査課長 契約検査課の神宮寺です。よろしく申し上げます。

契約検査課所管の補正予算を御説明いたします。

補正予算書16、17ページの上段にございます事務事業名0107工事等設計業務を検査する、137万8,000円の減額となります。こちらは、非常勤職員1名が年度途中で退職したことに伴う減額となります。以上です。

○秋山委員長 税務課長。

○木村税務課長 税務課所管の減額補正について、説明いたします。

予算書21ページの上段ですね、0101市民税を適正課税するというところで、役務費のほうで158万2,000円減額となっております。こちらにつきましては、郵便料等の減額となります。また、0102固定資産税、都市計画税を適正課税する、15万円の減額となります。こちらにつきましても、郵便料等の減額となります。以上です。

○秋山委員長 収納課長。

○山岡収納課長 収納課山岡でございます。よろしく申し上げます。

収納課所管の補正予算を御説明いたします。

歳出につきまして、21ページ上段にございます0104文書、電話、臨戸訪問等による納税催告する。次の0106実態調査等により滞納者を管理し滞納処分する。0109全納報奨金制度を活用する。こちらの3事務事業の執行見込みによります減額補正となっております。以上です。

○秋山委員長 市民活動課長。

○糸賀市民活動課長 市民活動課所管の減額補正3件について、御説明をさせていただきます。

まず、16、17ページの真ん中辺をごらんいただきたいと思います。

款総務費項総務管理費目広報広聴費の中の0101広報うしくを発行する、364万6,000円の減額でございますが、こちら広報うしくの印刷製本費、1日号、15日号の減額、契約差金、並びに15日号ポスティングの契約差金となっております。

続きまして、18ページ、19ページ、真ん中より下段でございます。10番自治振興費の中の0106牛久市民号を実施するの380万6,000円の減額でございますが、こちら業者への委託している部分につきましてですけれども、参加者負担金の2万円掛ける200名分を直接業者へ納入し、歳入には入れておりません。それ以外の部分の事業費につきまして委託をするため、そちら相当分についての減額をするものでございます。それに伴いまして、歳入も減額となっております。

その下でございますが、0112コミュニティ活動を助成する、こちらはたまり場補助金でございますが、たまり場につきまして予算計上しておりましたが、実施できなかった、しなかった行政区分につきましての減額補正となっております、329万円でございます。以上です。

○秋山委員長 総合窓口課長。

○大里総合窓口課長 総合窓口課の大里です。よろしくお願いいたします。

総合窓口課所管の主な補正について、御説明申し上げます。議案書5ページをお開きください。

第3表繰越明許費補正のうち款2総務費3戸籍住民基本台帳費個人番号カードを運用する、の635万6,000円の繰り越しは、平成28年度交付決定額が全額繰り越しになるという国の内示に基づくものです。

次に、歳出について御説明申し上げます。20、21ページをお開きください。

款2総務費項3戸籍住民基本台帳費目1戸籍住民基本台帳費0107個人番号カードを運用するにつきましては、先ほど御説明した635万6,000円を繰り越しし、残135万5,000円を減額するものです。そのほかにつきましては、不用額の減額となります。以上でございます。

○秋山委員長 情報政策課長。

○中島情報政策課長 情報政策課中島です。よろしくお願いいたします。

情報政策課の主な補正について、説明いたします。予算書16、17ページをごらんください。

款2総務費1総務管理費3広報広聴費0109コミュニティFMにより行政情報を発信する、減額200万円につきましては、事業費補助金の減額です。

次に、18、19ページ。款2総務費1総務管理費9電子計算費の3事業につきましては、契約差金及び不用額により減額としたものです。以上です。

○秋山委員長 交通防災課長。

○植田交通防災課長 交通防災課植田です。よろしくお願いいたします。

私のほうからは、交通防災課所管の補正予算について説明させていただきます。

まず、歳入の14、15ページをごらんください。

款20諸収入項5雑入目4雑入、枠の一番上ですね、消防団員退職報奨金、マイナス445万1,000円ですが、27年度末で退職した消防団員が見込みを下回ったということで減額補正をするものであります。

次に歳出のほう、18、19ページをごらんください。

上から2つ目、目8交通安全対策費、その一番下、目19諸費の中で、0106、諸費の中の0106、地域安全、防犯灯。済みません、0107防犯灯を維持管理する、1,100万円のマイナスなんですけれども、こちらは電力会社のほうから防犯灯の電気料に対して、燃料調整費というのを支払っているんですが、それが大幅に値下げになりまして今回残額が発生し、減額補正しているものであります。

次に、38、39ページをごらんください。

上の消防費のうち、事務事業のうち、0102消防団を運営する、一番上の事務事業についま

しては、先ほど歳入のほうで説明しました消防団員の退職が見込みを下回りましたので、減額補正するものであります。

それと、目4の防災対策費の中で、0105AEDを配備し、救急救命体制を整える、479万円の減額ですが、こちらにつきましては、入札執行により契約差金が発生しました。その分を減額補正するものであります。

その他事業につきましても、全て執行残額及び契約差金の減額補正となります。以上です。

○秋山委員長 これより議案第12号に対する質疑及び意見を行います。質疑及び意見のある方は御発言願います。須藤委員。

○須藤委員 それでは、3点伺います。まず、ページの12、13ページのところの下から財産収入の財産売り払い収入ということで、2筆を売却したということですが、その場所。それから、ちなみにそれぞれが幾らだったのかということをお尋ねをいたします。これに当たっての売却するに当たっての経費というか、鑑定等、そういうことを行ったのかどうかということをお尋ねをいたします。

それから、ページの16、17のところ、戦略的広報紙発行するというので、今回は行わなかったということでしたけれども、広報のあり方というのは牛久市全体で市民向けの広報紙、それから市内また外への発信ということでシティブロモーション等々あると思いますけれども、こういう、これを発行しなかったことに、方針が転換したということになると思うんですけども、広報を戦略的に行っていくということの重要性というのはあると思うんですけども、その点の考え方を伺います。

それからあと、次のページの18、19ページの市政30周年記念事業を実施するというので減額になっています。今年度の30年度は、それぞれ市民団体、市政行事の中でも30周年の冠をつけてやって一つの大きなイベントを開催するという手法はとらなかったということですが、ちなみに30周年の冠をつけた記念行事というのがどのぐらい行われたのかを伺います。

それから、もう一つごめんなさい、3点、4点目ありました。ページの38、39のところ、安全安心ワールドを開催するというので、これ執行残ということでしたけれども、牛久市の防災対策、市民の方への啓発ということで、これが行われてこれまで来たんですけども、29年度はこれがなかったように思うんですけども、総合防災訓練の充実も必要だというふうに思いますけれども、この辺の市民への周知という意味でのこうした取り組みに対して伺います。

○秋山委員長 管財課長。

○橋本管財課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

土地建物売り払い収入につきましては、2筆につきましては、1筆が中央4丁目のこれは土地になります。面積が130平米、価格が平米当たり3万8,100円ということで売り払いを行っております。もう1筆につきましては、栄町4丁目になります。こちらにつきましては、面積が208.37平米、平米単価が3万6,000円になります。それで、栄町のほうが払い下げ価格、売り払い価格が750万1,320円、中央4丁目が、これは495万3,000円、合わせて1,245万4,320円となります。不動産鑑定につきましては、この2件とも不動産鑑

定をかけております。以上です。

○秋山委員長 秘書課長。

○野口秘書課長 秘書課の野口です。

まず、戦略的広報紙を発行するという事業、事業名と関連するという意味でしょうかね、戦略的広報というものの考え方についてという御質問ですけれども、もちろんこれはそれぞれ牛久市が行う事業目的に沿ってその実現に資する形での広報は行われるべきであるというのが一般的な考え方だと思うんですけれども、この部分、この事業の中ではそこを議論したということはありません。来年度以降、組織改正によりまして新たに広報政策課というセクションもできますので、そこにおいて議論されるかなと思います。

それから、市政施行30周年事業、どんなものがあるかということで、今ここにリストというのはないんですけれども、直近では、マラソンのシティマラソンですね。そのほかにも鯉まつりあるいは文化協会の行っていた各種の事業といったことで、大きなイベント、大分、ことごとくと言っていいほど市政施行30周年ということをうたっていただきまして、またその内容につきましても、幾つかの事業でことしだけというような形での展開をしていただいたように思います。以上です。

○秋山委員長 危機管理監。

○猿渡交通防災課危機管理監 須藤委員の質問にお答えいたします。

安全安心ワールドにつきましては、単なる年度定期的な、一過性のものからより地域に密着したそういったものの訓練にということで考えております。特に、防災訓練においても総合的な単なる展示型というものから、より地域に密着したより効果的な訓練ということに変えてきております。そういった意味です、今年度につきましては熊本地震の講話とか、そういったものを行いました。今後ともそういった形で、周知についてもその時期に合わせた効果的なことを進めていきたいというふうに考えています。以上です。

○秋山委員長 須藤委員。

○須藤委員 それでは、ちょっと再質問させていただきます。

土地の売り払いのほうですけれども、鑑定をかけてそれぞれの不動産の価値を適切な価格で販売と売り払うということになったと思うんですけれども、この公売の方法ですね、それをお尋ねをいたします。

それから、30周年のほうですけれども、たしか広報紙でこの市政30周年記念事業を、当初6月ぐらいでしたかしら、こんなふうに考えて記念事業としてやりますということの大きな事業のそれを紹介して、30周年を記念するということをうたっていたというふうに思うんですけれども、やはりそういう過ぎてしまうというか、やっぱり一つの節目として捉えるということになると、やはりそれぞれのこの30周年記念事業がそれぞれこういう形で行われましたというようなことも一方で必要なのかなというふうに思うんですけれども、そうした点についてはどんなふうに考えるかということをお尋ねをいたします。

それから、安全安心ワールドのほうですけれども、今管理監のおっしゃったように講演会1つ

やったら市民の防災意識が高まるかということそうではないということで、この日々のまた地域の防災への取り組みを重視するという考えは私も賛同するところであります。総合防災訓練のほうでも今回の補正は執行残ということになると思いますけれども、この総合防災訓練も28年度またちょっと変わっていろいろと工夫されたということで、この市民を巻き込んだ実践型の防災訓練、28年度それから29年度の取り組みの中ではどんなふうになっていくのか、その点もお尋ねしたいと思います。以上です。

○秋山委員長 管財課長。

○橋本管財課長 それでは、ただいまの御質問にお答えいたします。この2筆ともに以前から賃貸借契約を結んでいまして、その賃貸契約者を結んでいる方から売ってほしいと要望がありましたので売買契約といたしますか、売ったということになります。以上です。

○秋山委員長 秘書課長。

○野口秘書課長 秘書課の野口です。30周年記念事業と銘打ったイベント等の記録についてということですが、将来的な保存の必要もあるかと思しますので、記録するようにしていきたいと思えます。

○秋山委員長 危機管理監。

○猿渡交通防災課危機管理監 須藤委員の再質問にお答えいたします。

平成28年度については、一般質問でもお答えしましたが、避難所運営、発災型対処訓練、それに引き続き避難所における訓練ということで行ってまいりましたが、実際避難所の訓練というところが非常に重要でございます。熊本地震でも大きな教訓が出たということで29年度も地域に密着した重要な避難訓練という形、特に夜間における訓練という形ですね、引き続き実施していきたいというふうに考えております。ただやるんじゃなくて、来年度は避難所運営マニュアルに基づいたところの訓練という形で実際的な訓練をやっていきたいと考えております。

○秋山委員長 ほかに御質問ありませんか。鈴木委員。

○鈴木委員 13ページの土地売り払い収入のことなんですけれども、賃貸契約していたものということなんです、ここの2点について、そもそもどういう経緯でもってこの市の財産になり、賃貸契約に至っていて、それでという、その辺のことがわかりましたらお尋ねいたします。

それから17ページのところの財産管理費の中の0108リフレを維持管理するということで、基本設計を略して実施設計ということなのですが、どのような計画なのか、お伺いをいたします。

それから、19ページのところで、コミュニティバスの運行を管理するということなんですけれども、人件費がふえて補助金がマイナスということなんです、もう少し詳しくお伺いしたいと思えます。補助金がこれまたどのぐらいだったのがどのようになったのかというようなこともお伺いしたいと思えます。

それから、財政調整基金のところですが、この積み立てによって総額幾らになるのかということをお伺いいたします。

もう1点、39ページのところでAEDを配備し救急救命体制を整えるということで、479万円の減額なんです、入札によってということですが、現在の配備状況についてお伺い

いたします。以上です。

○秋山委員長 管財課長。

○橋本管財課長 それでは、ただいまの御質問にお答えいたします。

市に所有権になった経緯なんですけど、こちらにつきましては、1つははっきりしたことはちょっと申し上げられないんですが、2つの筆ですね、中央と栄町と区画整理事業内の土地になります。その区画整理事業によって市の所有となった土地ではないかと考えられます。その隣接する方と賃貸借を結んでおりまして、その隣接する方が売ってほしいということの要望がありましたので今回売り払ったという形になります。

それと、リフレの基本設計を実施しないで実施設計を実施するという御質問につきましては、リフレの空調設備ですね、こちらを改修するためにまず基本設計から始めようとしたわけですが、配管自体を既存の配管で改修工事を行うということになりましたので、施設整備課及び設計会社と協議した中で、既設配管を利用するのであれば基本設計はなく実施設計でいいのではないかと結論が出ましたので、今回基本設計を減額という形になりました。以上です。

○秋山委員長 政策企画課長。

○柳田政策企画課長 鈴木委員の質問にお答えいたします。

コミュニティバスかっぱ号なんですけれども、年々利用者の方がふえておりまして、27年度は29万1,000人を超える利用者の方々がおりました。今年度も昨年実績を既に超えておりまして、利用者の方がふえて運賃収入のほうは上がってはいるんですけれども、やはり運行経費、こちら毎年上がっておりまして、先ほど申し上げました人件費、それから燃料費、こういったものも高騰しております。そういった運行経費については上がっているんですけれども、国庫補助金についてはですね、昨年度からしますと約100万円減額になっておりまして、こちら運行経費について対象の部分について上限が設定されておりまして、それが年々下がっている状況でございまして、今年度100万円ほど減となっております。以上です。

○秋山委員長 財政課長。

○山崎財政課長 財政調整基金の年度末現在高ですけども、18億2,000万円になります。これは27年度末と比較しますと、2億7,000万円増加しております。以上でございます。

○秋山委員長 交通防災課長。

○植田交通防災課長 鈴木委員の御質問にお答えします。

AEDの設置につきましては、牛久市役所を初め各生涯学習センター、運動公園等の公共施設、それと市内の小学校、中学校、また保育園ですね、また各行政区の区民会館、それと市内のコンビニエンスストア、セブンイレブンとファミリーマート、ミニストップですね、そちらに配置をさせていただいておりまして、全体で147台配置している状況です。以上です。

○秋山委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 コミュニティバスのところで、上限の設定というふうにありましたけれども、その上限が幾らぐらいということになっているのか、お伺いいたします。

それから、AEDのところでは、コンビニには何件になっているのかということをお伺いしま

す。

○秋山委員長 政策企画課長。

○柳田政策企画課長 済みません、上限につきましては、細かく設定がございまして、ただいま資料を持っておりませんので後ほど報告させていただきたいと思います。

○秋山委員長 交通防災課長。

○植田交通防災課長 再度の御質問にお答えします。

26店舗ですね。以上です。

○秋山委員長 ほかにございませんでしょうか。伊藤委員。

○伊藤委員 39ページ、消防団を運営する事業につきまして、消防団定員は確保できているとこのことですが、自分も活動しておりますと、なかなか50歳代になって30年勤めたのにやめられないというような状況も生まれているように感じます。そこで具体的な数字は把握していれば結構ですけれども、勤続年数の伸びというのはやっぱりデータとして市のほうで把握しているのかということについて、お伺いしたいと思います。

○秋山委員長 交通防災課長。

○植田交通防災課長 伊藤委員の御質問にお答えします。

台帳管理はきちんと行っているんですけども、いまちょっと資料持ち合わせていませんので、答弁できません。済みません。

○秋山委員長 では、後ほど。

○植田交通防災課長 はい、後ほどお示ししたいと思います。

○秋山委員長 よろしく申し上げます。伊藤委員。

○伊藤委員 そちらのほうは後ほどということで、新しい団員を確保するというのもやっぱりもし勤続年数伸びているとしたら重要だと思うんですけども、人材確保策についてはどのようになっていますでしょうか。

○秋山委員長 交通防災課長。

○植田交通防災課長 消防団員の募集につきましては、各行政区を通しての回覧であったり、市内駅前での加入の促進活動というのを行っておりまして、その加入促進に努めております。以上です。

○秋山委員長 よろしいでしょうか。

では、以上で執行部提出議案に対する質疑及び意見は終了いたします。

続いて、討論を行います。ございますでしょうか。

なければ、以上で討論を終結いたします。

これより、付託されました案件につきまして、順次採決いたします。

採決は挙手により行います。

まず、議案第1号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○秋山委員長 挙手全員であります。よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○秋山委員長 挙手全員であります。よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○秋山委員長 挙手全員であります。よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○秋山委員長 挙手全員であります。よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○秋山委員長 挙手全員であります。よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○秋山委員長 挙手全員であります。よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○秋山委員長 挙手全員であります。よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第12号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○秋山委員長 挙手全員であります。よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

ここで執行部の方は退席されても結構です。お疲れさまでした。

次に、意見書案第4号「テロ等組織犯罪準備罪（共謀罪）」創設に反対する意見書の提出についてを議題といたします。

意見書案第4号について、意見のある方は御発言願います。須藤委員。

○須藤委員 テロ等組織犯罪準備罪、通称共謀罪と言われるものの創設についてでありますけれども、この問題については新聞等でもいろいろな形で取り上げられて、特にメディア関係などは大きく取り上げるところで私としても関心があるものであります。

一番この法律が創設された場合に懸念されるというのは、これまで刑法では原則として犯罪が起こったということが立証された後にそれに対して捜査が行われるということで、刑法の基本的な原則と相反するという、事前の準備に対して縛っていくということで、これは大変危険な部分というのを懸念する部分が含まれているのではないかというふうに考えます。

必要性の一つとしては諸外国で頻発するテロ事件、こうしたことを目にしていると日本においてもこうした対策は必要だというようなことと、それからあと国連で2000年に採択された国際組織犯罪防止条約、これに日本が批准するためには国内法でこうした共謀罪に当たる部分を設けることが重要だというようなことが一方で言われているわけですが、これらについても

現在の法律でも十分に対応できるというように一方で言われているというように認識をしております。

それから、広く言われているのは、犯罪、対象の犯罪についても多くの関連の犯罪、対象とされる事案が六百幾つというふうにも言われておまして、そうしたことから一般市民にどういうふうにも、対象とするのが組織犯罪だというふうにも限定されているというようなことを言われていますが、個人にも対象となるような可能性というのがこの中には含まれているというふうにも報道されている部分もあります。そうしたこれまでの刑法が大きく変わるといようなことは憲法の問題にも抵触するというふうにも思いますので、テロ等の犯罪も含めて現行の法体系の中で取り締まっていくということのほうがいいのではないかなというふうにも考えます。ここにもちょっと書いてありますけれども、国民の思想や内心まで対象となるような、違憲立法かどうかはちょっと私は判断できませんけれども、それは十分に懸念されるということで、この創設には私もこのような理由から反対、同じような反対をする考えを持っております。以上です。

○秋山委員長 ほかに御意見のある方。鈴木委員。

○鈴木委員 全体的に今須藤委員のほうからお話ありましたけれども、私はまだ起きていない犯罪ということに関して2人以上で話し合っ合意するということが犯罪に問われるというようなことが起きてくるという、非常に危険な部分が含まれているのではないかと思います。法務省のほうのいろいろ今までの国会答弁の中でも、一般人が対象にされる余地があるというそういう見解を示しているわけで、国民の思想とか内心を取り締まるという、そういう憲法違反ということなんです、憲法19条ですか、思想及び良心の自由はこれを犯してはならないという、ここに触れる大変重大な内容が含まれているのではないかと思います。過去3回ですね、国会の中でも提出されて3回とも廃案に追い込まれている中で4回目ということで今回21日ですか、内閣決定とかいろいろ現実味を帯びた形で進められてきているようですが、テロという、テロ等組織犯罪準備罪ということなんですけれども、そう言いつつテロという文言がこの文章の中に入っていないということも国会の中で追及されて、慌ててテロという文言を入れたというようなそういう経過も聞いておりますし、大変国民にとって市民にとって重大な問題だと判断して、この創設には反対します。

○秋山委員長 ほかに御意見のある方、いらっしゃいますか。山越委員。

○山越委員 理解の違いだとは思いますが、これから私の理解しているところをちょっと述べさせていただきます。

まず、この意見書ですけれども、テロとは全く関係のない通常の犯罪も対象としているとありますけれども、これは私は通常の犯罪は対象外だという認識を持っています。また、防止のための13本ですか、条約があると、国内法も整備されているんだと。だからそっちで要らないんじゃないかと、必要ないというお考えではありますけれども、須藤さんがおっしゃったように、日本の刑法のことをおっしゃったんですが、私の理解では日本の刑法の法体系ではテロを防ぐことはできない、難しい。できないというより難しいというんですかね、というふうにも考えています。もうまさにテロ対策として国際的組織犯罪を防止する意味からも私としてはこれは必要なのでは

ないかと思っております。以上です。

○秋山委員長 ほかに御意見のある方。守屋委員。

○守屋委員 私も同じようにですね、テロ等組織犯罪、この準備罪というのは絶対必要だと思うんですけども、なぜかという非常に単純なんですけど、やはりすぐ日本人というのは熱しやすく冷めやすいと言われてはいますが、やっぱりオウム真理教の何というんですか、犯罪ですね、あれ、それからすぐさきにありましたマニラですね、V Xガスによる北朝鮮の犯罪ですけども、ああいうものはやはり事前にそういうものを何というんですか、調べ上げないとわからない面もあると思うんですね。ですから、そういったテロ行為についてはやはり私もこの事案は必要じゃないかというふうに思っていますので、これに賛成したいと思います。以上です。

○秋山委員長 反対ですよ。この、ですよ、はい。山越委員。

○山越委員 先ほどちょっと言い忘れたというか、確かに国民の皆さんの懸念が存在するということが確かであります。ですから、この懸念を解消すべく最大限の努力は必要であるということも申し添えておきたいと思っております。

○秋山委員長 ほかに御意見のある方はいらっしゃいますか。はい。守屋委員。

○守屋委員 申しわけございません。マニラといったんですが、マレーシアの間違いでございますね。どうも済みませんでした。訂正してください。

○秋山委員長 了解いたしました。では、柳井委員。

○柳井委員 治安維持法がね、随分過去に問題になって人権侵害が大分行われたということであるのと心配する国民がたくさんいるということで、現代版の治安維持法だということで今反対している人、いっぱいいるようでもありますけれども、先ほど遠藤さんじゃなくて鈴木さんが言ったように、テロという文字をしっかりと入れて、テロのための防止するための共謀罪を、ものだとということで特定しました。21日に国民が安心する形で閣議決定しようということでこの意見書案を提出する時点ではまだそこまではいってなかったんですね。随分それから議論がなされて安心できる形でオリンピックを迎えられるような、安心してオリンピック開催できるような形をつくっていかうということなんで、私はこの意見書案には反対であります。よろしく願います。

○秋山委員長 ほかに御意見のある方、いらっしゃいますか。

なければ、以上で意見を終結いたします。

次に、討論がありましたら、御発言願います。

なければ、以上で討論を終結いたします。

これより、意見書案第4号について、採決をいたします。採決は、挙手により行います。

意見書案第4号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○秋山委員長 挙手少数であります。よって、意見書案第4号は否決されました。

以上をもちまして、本委員会に付託されました案件審査は全て終了いたしました。

お諮りいたします。

委員長報告書の作成は委員長一任ということで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○秋山委員長 御異議なしと認めます。よって、委員長報告書の作成は委員長一任と決定いたしました。

これをもちまして、総務常任委員会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

午前11時56分閉会